

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	倉吉市 生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取県倉吉市長

公表日

令和6年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>「生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)」及び「行政事務における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の生活保護事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、生活に困窮する外国人に対し生活保護法に準じた生活保護事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>1 生活保護の決定及び実施等に関する業務</p> <p>①生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項の保護の開始及び変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条の保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金に関する事務 ⑥生活保護法第55条の5第1項の進学・就職準備給付金に関する事務 ⑦生活保護法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業に関する事務 ⑧生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務</p> <p>2 医療扶助のオンライン資格確認導入に関する業務</p> <p>①生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を実施することに関する事務 ②医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者向け中間サーバー等における本人確認業務 ④医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 (②～④は、委託元:倉吉市福祉事務所、委託先:社会保険診療報酬支払基金)</p>
③システムの名称	生活保護システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 生活保護台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項及び第2項 ・別表 項番23 ・倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年倉吉市条例第33号。以下「番号条例」という。)第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条及び番号法第19条第9号 (照会)主務省令第2条の表 42、43の項 (提供)主務省令第2条の表 項番13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172、番号条例別表第1の7の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	倉吉市 健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	倉吉市 総務部 総務課 〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 TEL 0858-22-8112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	倉吉市 健康福祉部 福祉課 〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 TEL 0858-22-8199

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-5-①	倉吉市 福祉保健部 福祉課	倉吉市 健康福祉部 福祉課	事後	
令和1年6月26日	I-5-②	福祉課長 森石 学	福祉課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	I-8	倉吉市 福祉保健部 福祉課 〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 TEL 0858-22-8199	倉吉市 健康福祉部 福祉課 〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 TEL 0858-22-8199	事後	
令和1年6月26日	II-1	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
令和1年6月26日	II-1	平成27年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II-2	平成27年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	III	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和1年6月26日	IV	記載なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和3年3月5日	I-8	倉吉市 健康福祉部 福祉課 〒682-8633 鳥取県倉吉市葵町722番地 TEL 0858-22-8199	倉吉市 健康福祉部 福祉課 〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 TEL 0858-22-8199	事後	
令和3年9月17日	I-4-②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年1月4日	I-1-②	「生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)」及び「行政事務における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の生活保護事務において特定個人情報を取り扱う。 ①生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項の保護の開始及び変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条の保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金に関する事務 ⑥生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務	「生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)」及び「行政事務における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の生活保護事務において特定個人情報を取り扱う。 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、生活に困窮する外国人に対し生活保護法に準じた保護を行う。 1 生活保護の決定及び実施等に関する業務 ①生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項の保護の開始及び変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条の保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金に関する事務 ⑥生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金に関する事務 ⑦生活保護法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業に関する事務 ⑧生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務 2 医療扶助のオンライン資格確認導入に関する業務 ①生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を実施することに関する事務	事前	
令和5年1月4日	I-1-③	生活保護システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	生活保護システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年1月4日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一 項番15	・第9条第1項及び第2項 ・別表第一 項番15 ・倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条	事前	
令和5年1月4日	I-4-②	番号法第19条第8号	番号法第19条第8号及び第9号	事前	
令和5年1月4日	IV-5	委託しない	十分である	事前	
令和5年1月4日	IV-6	提供・移転しない	十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月2日	I-1-②	<p>「生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)」及び「行政事務における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の生活保護事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、生活に困窮する外国人に対し生活保護法に準じた生活保護事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>1 生活保護の決定及び実施等に関する業務 ①生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項の保護の開始及び変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条の保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金に関する事務 ⑥生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金に関する事務 ⑦生活保護法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業に関する事務 ⑧生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務</p> <p>2 医療扶助のオンライン資格確認導入に関する業務 ①生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を実施することに関する事務</p>	<p>「生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)」及び「行政事務における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の生活保護事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、生活に困窮する外国人に対し生活保護法に準じた生活保護事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>1 生活保護の決定及び実施等に関する業務 ①生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項の保護の開始及び変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条の保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金に関する事務 ⑥生活保護法第55条の5第1項の進学・就職準備給付金に関する事務 ⑦生活保護法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業に関する事務 ⑧生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務</p> <p>2 医療扶助のオンライン資格確認導入に関する業務 ①生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を実施することに関する事務</p>	事後	
令和6年9月2日	I-3	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</p> <p>・第9条第1項及び第2項 ・別表 項番15</p> <p>・倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</p> <p>・第9条第1項及び第2項 ・別表 項番23</p> <p>・倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年倉吉市条例第33号。以下「番号条例」という。)第4条第1項</p>	事後	
令和6年9月2日	I-4-②	<p>番号法第19条第8号及び第9号 (照会)別表第二 項番26 (提供)別表第二 項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条及び番号法第19条第9号 (照会)主務省令第2条の表 42、43の項 (提供)主務省令第2条の表 項番13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172、番号条例別表第1の7の項</p>	事後	
令和6年9月2日	II-1	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年9月2日	II-2	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	